

## レセプト作成テキストブック（令和2年4月版）訂正表

本書に下記の誤りがありました。お詫びし、訂正させていただきます。

令和2年9月11日更新

頁	箇所	訂正前	訂正後
27	右欄のmemo	第三者的な審査支払期間とは、～	第三者的な審査支払機関とは、～
153	B014の表・点数欄	9	90
201	上から7, 8行目	4/4 イノレット30R注 300単位1キット 1,840円×3キット=5,520→552点 4/18 4/4と同様、552点	4/4 イノレット30R注 300単位1キット 1,797円×3キット=5,391→539点 4/18 4/4と同様、539点
	上から10行目	薬剤料 552×2=1,104点	薬剤料 539×2=1,078点
	例7 問題	4/8 Rp. ①～ (1,697円) 28袋 ②～ (1,609円) 28袋 ③～ (5,370円) 56個	①～ (1,664円) 28袋 ②～ (1,559円) 28袋 ③～ (5,470円) 56個
	例7 解説・ 解答	上から 3, 4行目 4/8 ミッドベリックL135 2L1袋 1,697円 ×28袋 ミッドベリックL250 2L1袋 1,609円× 28袋 合計 92,568円→9,257点	4/8 ミッドベリックL135 2L1袋 1,664円 ×28袋 ミッドベリックL250 2L1袋 1,559円× 28袋 合計 90,244円→9,024点
	下から 5行目	4/8 腹膜透析液交換セットAPDセット 1個5,370円×56個=300,720円 →30,072点	4/8 腹膜透析液交換セットAPDセット 1個5,470円×56個=306,320円 →30,632点
	下から 1, 2行目	薬剤料 9,257×2=18,514点 特定保険医療材料料 30,072×2= 60,144点	薬剤料 9,024×2=18,048点 特定保険医療材料料 30,632×2= 61,264点
205	例4の摘要欄	(I) 1 在宅 (1、15、29日) 888×8	(I) 1 在宅 (1、15、29日) 888×3
210	上から10行目	[1] D026 検体検査判断料	[1] D026 検体検査判断料、D027 基本的検体検査判断料
210	下から9行目 表に追加	8 基本的検体検査判断料	判基 604点
211	上から17行目 追加	(9) 基本的検体検査判断料:特定機能病院である保険医療機関において、尿・糞便等検査、血液学的検査、生化学的検査(I)、免疫学的検査又は微生物学的検査の各項に掲げる検体検査を入院中の患者に対して行った場合に、当該検体検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定できるものです。	

以上